

条件付一般競争入札における入札参加資格の設定基準の一部改正に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後																																		
<p>条件付一般競争入札における入札参加資格の設定基準</p> <p style="text-align: center;">〔平成19年6月6日〕 〔総務第234号〕</p> <p>〔沿革〕平成19年6月6日付け総務第234号制定、平成20年1月16日付け総務第930号一部改正、平成21年5月14日付け総務第139号一部改正、平成21年12月7日付け総務第836号一部改正、平成22年3月18日付け総務第1211号一部改正、平成23年9月1日付け総務第111号一部改正、平成24年2月29日付け総務第273号一部改正、平成25年3月6日付け総務第301号一部改正、平成25年12月3日付け総務第234号一部改正、平成28年4月26日付け総務第34号一部改正、平成29年3月29日付け総務第204号一部改正、平成30年3月23日付け総務第195号一部改正、平成31年3月28日付け総務第236号一部改正、令和3年3月8日付け出務第340号一部改正、令和4年3月25日付け出総第365号一部改正、令和4年12月16日付け出総第266号一部改正</p> <p>第1～第10 〔略〕</p> <p>別紙1 〔略〕</p> <p>別紙2</p> <p style="text-align: center;">発注等級の特例</p> <p>1 発注等級の格上げ 技術的難度が高い工事、特に安全管理の徹底を図る必要のある工事、緊急を要する工事等については、規程第6条第3項の発注標準金額にかかわらず、下記により発注等級を格上げすることができるものとする。なお、この場合において、その適用の範囲は狭義に解釈するものとし、真にやむを得ない場合に限る。</p> <p>(1)～(7) 〔略〕</p> <p>(8) 交通信号機に係る電気設備工事は、その性質上、高い安全性や信頼性が求められることから、設計額にかかわらず電気設備工事A級の資格者としてすることができる。</p> <p>(9) 以降 〔略〕</p> <p>別紙3～別添3-2 〔略〕</p> <p>別紙4</p> <p style="text-align: center;">施工実績要件及び技術者資格要件等の設定基準</p> <p>1～2 (2) ② 注1) 〔略〕</p> <p>注2) 一級相当以上の資格とは、次の例を参考にすること。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>一級の資格</th> <th>建設業の種類</th> <th>同等以上の資格と認められるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1級土木施工管理技士</td> <td>土木一式工事 舗装工事</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1級建設機械施工技士 技術士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 </td> </tr> <tr> <td>鋼構造物工事</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1級建築施工管理技士 一級建築士 技術士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 </td> </tr> <tr> <td>1級建築施工管理技士</td> <td>建築一式工事</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一級建築士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 </td> </tr> <tr> <td>1級電気工事施工管理技士</td> <td>電気工事</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 技術士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 </td> </tr> <tr> <td>1級管工事施工管理技士</td> <td>管工事</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 技術士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 </td> </tr> </tbody> </table>	一級の資格	建設業の種類	同等以上の資格と認められるもの	1級土木施工管理技士	土木一式工事 舗装工事	<ul style="list-style-type: none"> 1級建設機械施工技士 技術士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 	鋼構造物工事	<ul style="list-style-type: none"> 1級建築施工管理技士 一級建築士 技術士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 	1級建築施工管理技士	建築一式工事	<ul style="list-style-type: none"> 一級建築士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 	1級電気工事施工管理技士	電気工事	<ul style="list-style-type: none"> 技術士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 	1級管工事施工管理技士	管工事	<ul style="list-style-type: none"> 技術士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 	<p>条件付一般競争入札における入札参加資格の設定基準</p> <p style="text-align: center;">〔平成19年6月6日〕 〔総務第234号〕</p> <p>〔沿革〕平成19年6月6日付け総務第234号制定、平成20年1月16日付け総務第930号一部改正、平成21年5月14日付け総務第139号一部改正、平成21年12月7日付け総務第836号一部改正、平成22年3月18日付け総務第1211号一部改正、平成23年9月1日付け総務第111号一部改正、平成24年2月29日付け総務第273号一部改正、平成25年3月6日付け総務第301号一部改正、平成25年12月3日付け総務第234号一部改正、平成28年4月26日付け総務第34号一部改正、平成29年3月29日付け総務第204号一部改正、平成30年3月23日付け総務第195号一部改正、平成31年3月28日付け総務第236号一部改正、令和3年3月8日付け出務第340号一部改正、令和4年3月25日付け出総第365号一部改正、令和4年12月16日付け出総第266号一部改正、<u>令和6年3月4日付け出総第248号一部改正</u></p> <p>第1～第10 〔略〕</p> <p>別紙1 〔略〕</p> <p>別紙2</p> <p style="text-align: center;">発注等級の特例</p> <p>1 発注等級の格上げ 技術的難度が高い工事、特に安全管理の徹底を図る必要のある工事、緊急を要する工事等については、規程第6条第3項の発注標準金額にかかわらず、下記により発注等級を格上げすることができるものとする。なお、この場合において、その適用の範囲は狭義に解釈するものとし、真にやむを得ない場合に限る。</p> <p>(1)～(7) 〔略〕</p> <p>(8) 交通信号機等に係る電気設備工事のうち<u>交通信号機新設工事、制御機更新工事、無電柱化関連工事、可変式速度規制標識工事、その他これに類するもの</u>は、その性質上、高い安全性や信頼性が求められることから、設計額にかかわらず電気設備工事A級の資格者としてすることができる。</p> <p>(9) 以降 〔略〕</p> <p>別紙3～別添3-2 〔略〕</p> <p>別紙4</p> <p style="text-align: center;">施工実績要件及び技術者資格要件等の設定基準</p> <p>1～2 (2) ② 注1) 〔略〕</p> <p>注2) 一級相当以上の資格とは、次の例を参考にすること。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>一級の資格</th> <th>建設業の種類</th> <th>同等以上の資格と認められるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1級土木施工管理技士</td> <td>土木一式工事 舗装工事</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1級建設機械施工<u>管理</u>技士 技術士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 </td> </tr> <tr> <td>鋼構造物工事</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1級建築施工管理技士 一級建築士 技術士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 </td> </tr> <tr> <td>1級建築施工管理技士</td> <td>建築一式工事</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一級建築士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 </td> </tr> <tr> <td>1級電気工事施工管理技士</td> <td>電気工事</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 技術士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 </td> </tr> <tr> <td>1級管工事施工管理技士</td> <td>管工事</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 技術士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 </td> </tr> </tbody> </table>	一級の資格	建設業の種類	同等以上の資格と認められるもの	1級土木施工管理技士	土木一式工事 舗装工事	<ul style="list-style-type: none"> 1級建設機械施工<u>管理</u>技士 技術士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 	鋼構造物工事	<ul style="list-style-type: none"> 1級建築施工管理技士 一級建築士 技術士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 	1級建築施工管理技士	建築一式工事	<ul style="list-style-type: none"> 一級建築士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 	1級電気工事施工管理技士	電気工事	<ul style="list-style-type: none"> 技術士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 	1級管工事施工管理技士	管工事	<ul style="list-style-type: none"> 技術士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者
一級の資格	建設業の種類	同等以上の資格と認められるもの																																	
1級土木施工管理技士	土木一式工事 舗装工事	<ul style="list-style-type: none"> 1級建設機械施工技士 技術士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 																																	
	鋼構造物工事	<ul style="list-style-type: none"> 1級建築施工管理技士 一級建築士 技術士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 																																	
1級建築施工管理技士	建築一式工事	<ul style="list-style-type: none"> 一級建築士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 																																	
1級電気工事施工管理技士	電気工事	<ul style="list-style-type: none"> 技術士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 																																	
1級管工事施工管理技士	管工事	<ul style="list-style-type: none"> 技術士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 																																	
一級の資格	建設業の種類	同等以上の資格と認められるもの																																	
1級土木施工管理技士	土木一式工事 舗装工事	<ul style="list-style-type: none"> 1級建設機械施工<u>管理</u>技士 技術士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 																																	
	鋼構造物工事	<ul style="list-style-type: none"> 1級建築施工管理技士 一級建築士 技術士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 																																	
1級建築施工管理技士	建築一式工事	<ul style="list-style-type: none"> 一級建築士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 																																	
1級電気工事施工管理技士	電気工事	<ul style="list-style-type: none"> 技術士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 																																	
1級管工事施工管理技士	管工事	<ul style="list-style-type: none"> 技術士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 																																	

改正前

1級電気通信 工事施工管理 技士	電気通信工事	<ul style="list-style-type: none"> 技術士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者
------------------------	--------	--

注3) [略]

注4) 機械設備工事等において、上記例に基づき技術者要件を設定した場合に一級相当と認められる資格が「技術士又は国土交通大臣が認定した者」のみである場合、例外として、法第15条第2号ロに該当する者を認めるものとする。この場合、入札公告に次のように明記すること。

(例) 機械設備工事 ⇒ 機械部門の技術士又は機械器具設置工事業に関して建設業法(昭和24年法律第100号)第15条第2号ロ若しくはハに該当する者であること。

注5) 「特殊・専門工事で施工難度が高い場合」とは、次の例を参考にする。

- ① 空港関連工事のうち、滑走路、エプロン又は誘導路等の舗装工事
- ② 港湾関連工事のうち、グラベルコンパクション等海中地盤改良工事又はハイブリッドケーソンなど技術的に高度なケーソン
- ③ 橋梁工事のうち、ニューマチックケーソン等技術的に高度な橋梁
- ④ トンネル工事のうち、大規模断層がある等地山の地層に複雑で変化のある長大トンネル及び近接トンネル
- ⑤ その他、技術的に高度な特殊・専門工事と認められるもの

注6) 施工実績における受注形態の考え方

施工実績と認める受注形態は、次のとおりとする。

なお、5億円以上は、過去の事例を基本としつつ、発注する工事の規模や内容に応じて適切に設定するものとする。

		設計額	5億円以上	1億円以上5億円未満	1億円未満
企業の 施工 実績 要件	基本	一般土木	—	元請 (JV 非20%)・下請	元請・下請
		建築・管・電気	元請 (JV 非20%)	元請 (JV 非20%)	元請
	特殊専門工事	元請 (JV 代)	元請 (JV 代)	元請	
技術者の 施工 実績 要件	基本	一般土木	—	元請・下請	付さない
		建築・管・電気	元請	元請	
	特殊専門工事	元請	元請		

※ 上表は、単体又はJV代表者に対して適用することとし、JV非代表者については、過去の事例を参考としながら設定するものとする。なお、JV非代表者の施工実績としてJV非代表実績を認める場合に、出資比率を限定する必要がある場合は、「出資比率20%以上」とすることを原則とする。

※ 単に元請とした場合は、共同企業体の構成員(出資比率を問わない。)として施工した実績を含む。

※ 「JV代」とは、共同企業体の構成員として施工した工事について、代表者として施工した実績に限ることをいう。

改正後

1級電気通信 工事施工管理 技士	電気通信工事	<ul style="list-style-type: none"> 技術士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者
------------------------	--------	--

注3) [略]

注4) 「特殊・専門工事で施工難度が高い場合」とは、次の例を参考にする。

- ① 空港関連工事のうち、滑走路、エプロン又は誘導路等の舗装工事
- ② 港湾関連工事のうち、グラベルコンパクション等海中地盤改良工事又はハイブリッドケーソンなど技術的に高度なケーソン
- ③ 橋梁工事のうち、ニューマチックケーソン等技術的に高度な橋梁
- ④ トンネル工事のうち、大規模断層がある等地山の地層に複雑で変化のある長大トンネル及び近接トンネル
- ⑤ その他、技術的に高度な特殊・専門工事と認められるもの

注5) 施工実績における受注形態の考え方

施工実績と認める受注形態は、次のとおりとする。

なお、5億円以上は、過去の事例を基本としつつ、発注する工事の規模や内容に応じて適切に設定するものとする。

		設計額	5億円以上	1億円以上5億円未満	1億円未満
企業の 施工 実績 要件	基本	一般土木	—	元請 (JV 非20%)・下請	元請・下請
		建築・管・電気	元請 (JV 非20%)	元請 (JV 非20%)	元請
	特殊専門工事	元請 (JV 代)	元請 (JV 代)	元請	
技術者の 施工 実績 要件	基本	一般土木	—	元請・下請	付さない
		建築・管・電気	元請	元請	
	特殊専門工事	元請	元請		

※ 上表は、単体又はJV代表者に対して適用することとし、JV非代表者については、過去の事例を参考としながら設定するものとする。なお、JV非代表者の施工実績としてJV非代表実績を認める場合に、出資比率を限定する必要がある場合は、「出資比率20%以上」とすることを原則とする。

※ 単に元請とした場合は、共同企業体の構成員(出資比率を問わない。)として施工した実績を含む。

※ 「JV代」とは、共同企業体の構成員として施工した工事について、代表者として施工した実績に限ることをいう。

ただし、機械設備工事(機械器具設置工事業の許可を要するもの)、ボーリング工事(さく井工事業の許可を要するもの)及び消防設備工事について、上記例に基づき技術者要件を設定した場合に一級相当と認められる資格が「技術士又は国土交通大臣が認定した者」のみとなるため、例外として、建設業法第15条第2号ロに該当する者の配置を認めるものとする。この場合、入札公告に次のように明記すること。

(例) 機械設備工事 ⇒ 機械部門の技術士又は機械器具設置工事業に関して建設業法第15条第2号ロ若しくはハに該当する者であること。

改	正	前																																																								
※ 「JV 非 20%」とは、共同企業体の構成員として施工した工事について、出資比率が 20%以上の場合の実績に限ることをいう。																																																										
※ 設計額 1 億円以上の単体施工及び JV 施工の代表者における施工実績が、JV 非代表（出資比率 20%以上）の施工実績である場合は、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する非代表者の出資比率の割合を乗じて得られた数量を実績として認めるものとする。〔JV 非代表の施工実績=JV 施工数量×（非代表者の出資比率/代表者の出資比率）〕																																																										
※ 下請は、一次下請をいう。																																																										
※ 交通信号機工事（電気設備工事に限る。）、路面表示塗装工事及び標識設置工事は、一般土木工事に準じて下請実績を認めることとする。																																																										
注 7) 施工実績要件及び技術者資格要件等の取扱いに係る留意事項 別添 4-3 のとおりとする。																																																										
別添 4-1 〔略〕																																																										
別表																																																										
登録基幹技能者の対応表																																																										
※ 登録基幹技能者を技術者として記入する際の別添 4-1 において対応する建設工事の種類。																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>登録基幹技能者</th> <th>対応する工事種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>登録電気工事基幹技能者</td><td>電気、通信</td></tr> <tr><td>登録橋梁基幹技能者</td><td>とび、鋼構</td></tr> <tr><td>登録造園基幹技能者</td><td>造園</td></tr> <tr><td>登録コンクリート圧送基幹技能者</td><td>とび</td></tr> <tr><td>登録防水基幹技能者</td><td>防水</td></tr> <tr><td>登録トンネル基幹技能者</td><td>とび</td></tr> <tr><td>登録建設塗装基幹技能者</td><td>塗装</td></tr> <tr><td>登録機械土工基幹技能者</td><td>とび</td></tr> <tr><td>登録海上起重基幹技能者</td><td>しゅんせつ</td></tr> <tr><td>登録 P C 基幹技能者</td><td>とび</td></tr> <tr><td>登録配管基幹技能者</td><td>管</td></tr> <tr><td>登録鳶・土工基幹技能者</td><td>とび</td></tr> <tr><td>登録切断穿孔基幹技能者</td><td>とび</td></tr> <tr><td>登録エクステリア基幹技能者</td><td>とび</td></tr> <tr><td>登録外壁仕上基幹技能者</td><td>塗装、防水</td></tr> <tr><td>登録ダクト基幹技能者</td><td>管</td></tr> <tr><td>登録グラウト基幹技能者</td><td>とび</td></tr> <tr><td>登録冷凍空調基幹技能者</td><td>管</td></tr> <tr><td>登録運動施設基幹技能者</td><td>とび、舗装、造園</td></tr> <tr><td>登録基礎工基幹技能者</td><td>とび</td></tr> <tr><td>登録標識・路面標示基幹技能者</td><td>とび、塗装</td></tr> <tr><td>登録消火設備基幹技能者</td><td>消防</td></tr> <tr><td>登録土工基幹技能者</td><td>とび</td></tr> <tr><td>登録発破・破砕基幹技能者</td><td>とび</td></tr> <tr><td>登録圧入工基幹技能者</td><td>とび</td></tr> <tr><td>登録送電線工事基幹技能者</td><td>電気</td></tr> <tr><td>登録さく井基幹技能者</td><td>さく井</td></tr> </tbody> </table>			登録基幹技能者	対応する工事種別	登録電気工事基幹技能者	電気、通信	登録橋梁基幹技能者	とび、鋼構	登録造園基幹技能者	造園	登録コンクリート圧送基幹技能者	とび	登録防水基幹技能者	防水	登録トンネル基幹技能者	とび	登録建設塗装基幹技能者	塗装	登録機械土工基幹技能者	とび	登録海上起重基幹技能者	しゅんせつ	登録 P C 基幹技能者	とび	登録配管基幹技能者	管	登録鳶・土工基幹技能者	とび	登録切断穿孔基幹技能者	とび	登録エクステリア基幹技能者	とび	登録外壁仕上基幹技能者	塗装、防水	登録ダクト基幹技能者	管	登録グラウト基幹技能者	とび	登録冷凍空調基幹技能者	管	登録運動施設基幹技能者	とび、舗装、造園	登録基礎工基幹技能者	とび	登録標識・路面標示基幹技能者	とび、塗装	登録消火設備基幹技能者	消防	登録土工基幹技能者	とび	登録発破・破砕基幹技能者	とび	登録圧入工基幹技能者	とび	登録送電線工事基幹技能者	電気	登録さく井基幹技能者	さく井
登録基幹技能者	対応する工事種別																																																									
登録電気工事基幹技能者	電気、通信																																																									
登録橋梁基幹技能者	とび、鋼構																																																									
登録造園基幹技能者	造園																																																									
登録コンクリート圧送基幹技能者	とび																																																									
登録防水基幹技能者	防水																																																									
登録トンネル基幹技能者	とび																																																									
登録建設塗装基幹技能者	塗装																																																									
登録機械土工基幹技能者	とび																																																									
登録海上起重基幹技能者	しゅんせつ																																																									
登録 P C 基幹技能者	とび																																																									
登録配管基幹技能者	管																																																									
登録鳶・土工基幹技能者	とび																																																									
登録切断穿孔基幹技能者	とび																																																									
登録エクステリア基幹技能者	とび																																																									
登録外壁仕上基幹技能者	塗装、防水																																																									
登録ダクト基幹技能者	管																																																									
登録グラウト基幹技能者	とび																																																									
登録冷凍空調基幹技能者	管																																																									
登録運動施設基幹技能者	とび、舗装、造園																																																									
登録基礎工基幹技能者	とび																																																									
登録標識・路面標示基幹技能者	とび、塗装																																																									
登録消火設備基幹技能者	消防																																																									
登録土工基幹技能者	とび																																																									
登録発破・破砕基幹技能者	とび																																																									
登録圧入工基幹技能者	とび																																																									
登録送電線工事基幹技能者	電気																																																									
登録さく井基幹技能者	さく井																																																									
別添 4-2～別紙 5 〔略〕																																																										

改	正	後																																																										
※ 「JV 非 20%」とは、共同企業体の構成員として施工した工事について、出資比率が 20%以上の場合の実績に限ることをいう。																																																												
※ 設計額 1 億円以上の単体施工及び JV 施工の代表者における施工実績が、JV 非代表（出資比率 20%以上）の施工実績である場合は、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する非代表者の出資比率の割合を乗じて得られた数量を実績として認めるものとする。〔JV 非代表の施工実績=JV 施工数量×（非代表者の出資比率/代表者の出資比率）〕																																																												
※ 下請は、一次下請をいう。																																																												
※ 交通信号機工事（電気設備工事に限る。）、路面表示塗装工事及び標識設置工事は、一般土木工事に準じて下請実績を認めることとする。																																																												
注 6) 施工実績要件及び技術者資格要件等の取扱いに係る留意事項 別添 4-3 のとおりとする。																																																												
別添 4-1 〔略〕																																																												
別表																																																												
登録基幹技能者の対応表																																																												
※ 登録基幹技能者を技術者として記入する際の別添 4-1 において対応する建設工事の種類。																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>登録基幹技能者</th> <th>対応する工事種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>登録電気工事基幹技能者</td><td>電気、通信</td></tr> <tr><td>登録橋梁基幹技能者</td><td>とび、鋼構</td></tr> <tr><td>登録造園基幹技能者</td><td>造園</td></tr> <tr><td>登録コンクリート圧送基幹技能者</td><td>とび</td></tr> <tr><td>登録防水基幹技能者</td><td>防水</td></tr> <tr><td>登録トンネル基幹技能者</td><td>とび</td></tr> <tr><td>登録建設塗装基幹技能者</td><td>塗装</td></tr> <tr><td>登録機械土工基幹技能者</td><td>とび</td></tr> <tr><td>登録海上起重基幹技能者</td><td>しゅんせつ</td></tr> <tr><td>登録 P C 基幹技能者</td><td>とび</td></tr> <tr><td>登録配管基幹技能者</td><td>管</td></tr> <tr><td>登録鳶・土工基幹技能者</td><td>とび</td></tr> <tr><td>登録切断穿孔基幹技能者</td><td>とび</td></tr> <tr><td>登録エクステリア基幹技能者</td><td>とび</td></tr> <tr><td>登録外壁仕上基幹技能者</td><td>塗装、防水</td></tr> <tr><td>登録ダクト基幹技能者</td><td>管</td></tr> <tr><td>登録グラウト基幹技能者</td><td>とび</td></tr> <tr><td>登録冷凍空調基幹技能者</td><td>管</td></tr> <tr><td>登録運動施設基幹技能者</td><td>とび、舗装、造園</td></tr> <tr><td>登録基礎工基幹技能者</td><td>とび</td></tr> <tr><td>登録標識・路面標示基幹技能者</td><td>とび、塗装</td></tr> <tr><td>登録消火設備基幹技能者</td><td>消防</td></tr> <tr><td>登録土工基幹技能者</td><td>とび</td></tr> <tr><td>登録発破・破砕基幹技能者</td><td>とび</td></tr> <tr><td>登録圧入工基幹技能者</td><td>とび</td></tr> <tr><td>登録送電線工事基幹技能者</td><td>電気</td></tr> <tr><td>登録さく井基幹技能者</td><td>さく井</td></tr> <tr><td>登録あと施工アンカー基幹技能者</td><td>とび</td></tr> </tbody> </table>			登録基幹技能者	対応する工事種別	登録電気工事基幹技能者	電気、通信	登録橋梁基幹技能者	とび、鋼構	登録造園基幹技能者	造園	登録コンクリート圧送基幹技能者	とび	登録防水基幹技能者	防水	登録トンネル基幹技能者	とび	登録建設塗装基幹技能者	塗装	登録機械土工基幹技能者	とび	登録海上起重基幹技能者	しゅんせつ	登録 P C 基幹技能者	とび	登録配管基幹技能者	管	登録鳶・土工基幹技能者	とび	登録切断穿孔基幹技能者	とび	登録エクステリア基幹技能者	とび	登録外壁仕上基幹技能者	塗装、防水	登録ダクト基幹技能者	管	登録グラウト基幹技能者	とび	登録冷凍空調基幹技能者	管	登録運動施設基幹技能者	とび、舗装、造園	登録基礎工基幹技能者	とび	登録標識・路面標示基幹技能者	とび、塗装	登録消火設備基幹技能者	消防	登録土工基幹技能者	とび	登録発破・破砕基幹技能者	とび	登録圧入工基幹技能者	とび	登録送電線工事基幹技能者	電気	登録さく井基幹技能者	さく井	登録あと施工アンカー基幹技能者	とび
登録基幹技能者	対応する工事種別																																																											
登録電気工事基幹技能者	電気、通信																																																											
登録橋梁基幹技能者	とび、鋼構																																																											
登録造園基幹技能者	造園																																																											
登録コンクリート圧送基幹技能者	とび																																																											
登録防水基幹技能者	防水																																																											
登録トンネル基幹技能者	とび																																																											
登録建設塗装基幹技能者	塗装																																																											
登録機械土工基幹技能者	とび																																																											
登録海上起重基幹技能者	しゅんせつ																																																											
登録 P C 基幹技能者	とび																																																											
登録配管基幹技能者	管																																																											
登録鳶・土工基幹技能者	とび																																																											
登録切断穿孔基幹技能者	とび																																																											
登録エクステリア基幹技能者	とび																																																											
登録外壁仕上基幹技能者	塗装、防水																																																											
登録ダクト基幹技能者	管																																																											
登録グラウト基幹技能者	とび																																																											
登録冷凍空調基幹技能者	管																																																											
登録運動施設基幹技能者	とび、舗装、造園																																																											
登録基礎工基幹技能者	とび																																																											
登録標識・路面標示基幹技能者	とび、塗装																																																											
登録消火設備基幹技能者	消防																																																											
登録土工基幹技能者	とび																																																											
登録発破・破砕基幹技能者	とび																																																											
登録圧入工基幹技能者	とび																																																											
登録送電線工事基幹技能者	電気																																																											
登録さく井基幹技能者	さく井																																																											
登録あと施工アンカー基幹技能者	とび																																																											
別添 4-2～別紙 6 〔略〕																																																												

改 正 前	改 正 後
<p>別紙6</p> <p style="text-align: center;">その他必要な資格等の設定基準</p> <p>1～2 〔略〕</p> <p>3 対象工事の施工に必要な許可又は資格を条件とする場合 複数の業種にわたる工事の場合は、工事の内容に照らし、主たる業種の資格を条件とし、従たる業種の建設業許可を併せもつことを条件とすることができること。 また、対象工事の施工に必要な許可及び資格を有することを条件とすることができる。 (例1) 上下水道工事 ⇒ 当該市町村の上下水道工事業者の指定を受けている者 (例2) 鉄道（JR、IGR、三陸鉄道）に近接して工事を施工する場合 ⇒ JR東日本の工事等登録会社名簿（東北地区）の鉄道特異工事への登録を受けている者 (例3) 通信設備工事で電気通信事業法第72条による工事担任者資格が必要な場合 ⇒ <u>アナログ第1～3種、デジタル第1～3種、アナログ・デジタル総合種、AI第1～3種、DD第1～3種、AI・DD総合種</u> (※上記のうち、対象工事の設備及び回線数等に応じて必要な資格を設定すること。)</p>	<p>別紙6</p> <p style="text-align: center;">その他必要な資格等の設定基準</p> <p>1～2 〔略〕</p> <p>3 対象工事の施工に必要な許可又は資格を条件とする場合 複数の業種にわたる工事の場合は、工事の内容に照らし、主たる業種の資格を条件とし、従たる業種の建設業許可を併せもつことを条件とすることができること。 また、対象工事の施工に必要な許可及び資格を有することを条件とすることができる。 (例1) 上下水道工事 ⇒ 当該市町村の上下水道工事業者の指定を受けている者 (例2) 鉄道（JR、IGR、三陸鉄道）に近接して工事を施工する場合 ⇒ JR東日本の工事等登録会社名簿（東北地区）の鉄道特異工事への登録を受けている者 (例3) 通信設備工事で電気通信事業法第72条による工事担任者資格が必要な場合 ⇒ <u>第一級アナログ通信、第二級アナログ通信、第一級デジタル通信、第二級デジタル通信、総合通信</u> (※上記のうち、対象工事の設備及び回線数等に応じて必要な資格を設定すること。)</p>

様式第1号

年 月 日

岩手県知事（公所長） 様
（公告を行った者の職名を記載すること）

住 所
商号又は名称
代表者氏名

舗装工事自社施工体制届出書

このことについて、入札参加資格の施工条件の確認に当たって、下記のとおり自社雇用の技能者等により自社施工することを届け出ます。

記

工 事 名		
工 事 場 所		
工種（公告で指定した部分）	舗装工事（ ）	
従事する職名等	技能者等の氏名	採用年月日
職 長		
オペレーター		

注1) この届出書には、自社雇用のアスファルトフィニッシャー（コンクリート舗装工事の場合はコンクリートフィニッシャー、路面切削工事の場合は路面切削機、路上再生路盤工事の場合はスタビライザ）の運転手について記載するものとし、雇用関係が確認できる資料（雇用保険、健康保険証又は標準報酬決定通知書の写し、賃金台帳、その他常勤性が確認できるもの。）を提示すること。

注2) 自社雇用には、連結決算会社又は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含むものとする。この場合は、次の資料を提出すること。
 連結決算会社：財務諸表等で確認できる資料の写し
 完全協力会社：直近の3年間（入札を実施する年度の前年度から起算して3年間）継続して年間2回以上のアスファルト若しくはコンクリートフィニッシャー、路面切削又は路上再生路盤による舗設工事の下請け契約を行っていることが証明できる書類（契約書等）の写し

様式第1号

年 月 日

岩手県知事（公所長） 様
（公告を行った者の職名を記載すること）

住 所
商号又は名称
代表者氏名

舗装工事自社施工体制届出書

このことについて、入札参加資格の施工条件の確認に当たって、下記のとおり自社雇用の技能者等により自社施工することを届け出ます。

記

工 事 名		
工 事 場 所		
工種（公告で指定した部分）	舗装工事（ ）	
従事する職名等	技能者等の氏名	採用年月日
オペレーター		

注1) この届出書には、自社雇用のアスファルトフィニッシャー（コンクリート舗装工事の場合はコンクリートフィニッシャー、路面切削工事の場合は路面切削機、路上再生路盤工事の場合はスタビライザ）の運転手について記載するものとし、雇用関係が確認できる資料（雇用保険、健康保険証又は標準報酬決定通知書の写し、賃金台帳、その他常勤性が確認できるもの。）を提示すること。

注2) 自社雇用には、連結決算会社又は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含むものとする。この場合は、次の資料を提出すること。
 連結決算会社：財務諸表等で確認できる資料の写し
 完全協力会社：直近の3年間（入札を実施する年度の前年度から起算して3年間）継続して年間2回以上のアスファルト若しくはコンクリートフィニッシャー、路面切削又は路上再生路盤による舗設工事の下請け契約を行っていることが証明できる書類（契約書等）の写し

改 正 前	改 正 後																																												
<p>様式第3号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>岩手県知事（公所長） 様 （公告を行った者の職名を記載すること）</p> <p style="text-align: right;">住 所 商号又は名称 代表者氏名</p> <p style="text-align: center;">塗装工事及び防水工事自社施工体制届出書</p> <p>このことについて、入札参加資格の施工条件の確認に当たって、下記のとおり自社雇用の技能士等を配置し自社施工することを届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:30%;">工 事 名</td><td></td></tr> <tr><td>工 事 場 所</td><td></td></tr> <tr><td>塗装工事又は防水工事（工種等）</td><td>〇〇工事（ ）</td></tr> <tr><td rowspan="3" style="text-align: center;">職長</td><td>技能士等の種類・番号・交付年月日</td></tr> <tr><td>氏 名</td></tr> <tr><td>雇用年月日</td></tr> </table> <p>注1) 「技能士等」とは、1級技能士、2級技能士で実務経験3年以上（ただし、路面標示施工技能士は単一等級であり実務経験不要）、又は、登録基幹技能者とする。</p> <p>注2) 「工種等」には、当該工事の主要工種及び数量等を記載し、「職長」には、主要工種を施工する際に必要となる技能士等の種類及び番号、交付年月日を記入すること。 〔例：工種：塗装工事（橋梁塗装塗替工5,000m²）、技能士等の種類：1級塗装施工技能士（金属塗装作業第〇〇〇号、〇年〇月〇日）〕 〔参考：塗装工事及び防水工事に係る技能士の種類〕</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>工法等</th> <th>主要工種に係る職長に必要なとなる技能士の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塗装</td> <td>建物、橋梁、鋼構造物</td> <td>建築塗装、木工塗装、金属塗装、鋼橋塗装、噴霧塗装</td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td>路面標示</td> <td>溶融ペイントハンドマーカ－、加熱ペイントマシンマーカ－</td> </tr> <tr> <td>防水工事</td> <td></td> <td>アスファルト防水、ウレタンゴム系塗膜防水、アクリルゴム系塗膜防水、合成ゴム系シート防水、塩化ビニル系シート防水、セメント系防水、シーリング防水、改質アスファルトシート工法防水、改質アスファルトシート常温粘着工法防水、FRP 防水</td> </tr> </tbody> </table> <p>注3) 「職長」は、主任技術者又は監理(主任)技術者及び増員技術者と兼務しないこと。</p> <p>注4) 雇用関係が確認できる資料（雇用保険、健康保険証又は標準報酬決定通知書の写し、賃金台帳、その他常勤性が確認できるもの。）を提出すること。</p> <p>注5) 自社雇用には連結決算会社を含む。この場合は、財務諸表等で確認できる資料の写しを提出すること。</p> <p>様式第4号 〔略〕</p>	工 事 名		工 事 場 所		塗装工事又は防水工事（工種等）	〇〇工事（ ）	職長	技能士等の種類・番号・交付年月日	氏 名	雇用年月日	種別	工法等	主要工種に係る職長に必要なとなる技能士の種類	塗装	建物、橋梁、鋼構造物	建築塗装、木工塗装、金属塗装、鋼橋塗装、噴霧塗装	工事	路面標示	溶融ペイントハンドマーカ－、加熱ペイントマシンマーカ－	防水工事		アスファルト防水、ウレタンゴム系塗膜防水、アクリルゴム系塗膜防水、合成ゴム系シート防水、塩化ビニル系シート防水、セメント系防水、シーリング防水、改質アスファルトシート工法防水、改質アスファルトシート常温粘着工法防水、FRP 防水	<p>様式第3号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>岩手県知事（公所長） 様 （公告を行った者の職名を記載すること）</p> <p style="text-align: right;">住 所 商号又は名称 代表者氏名</p> <p style="text-align: center;">塗装工事及び防水工事自社施工体制届出書</p> <p>このことについて、入札参加資格の施工条件の確認に当たって、下記のとおり自社雇用の技能士等を配置し自社施工することを届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:30%;">工 事 名</td><td></td></tr> <tr><td>工 事 場 所</td><td></td></tr> <tr><td>塗装工事又は防水工事（工種等）</td><td>〇〇工事（ ）</td></tr> <tr><td rowspan="3" style="text-align: center;">職長</td><td>技能士等の種類・番号・交付年月日</td></tr> <tr><td>氏 名</td></tr> <tr><td>雇用年月日</td></tr> </table> <p>注1) 「技能士等」とは、1級技能士、2級技能士で実務経験3年以上（ただし、路面標示施工技能士は単一等級であり実務経験不要）、又は、登録基幹技能者とする。</p> <p>注2) 「工種等」には、当該工事の主要工種及び数量等を記載し、「職長」には、主要工種を施工する際に必要となる技能士等の種類及び番号、交付年月日を記入すること。 〔例：工種：塗装工事（橋梁塗装塗替工5,000m²）、技能士等の種類：1級塗装施工技能士（鋼橋塗装作業第〇〇〇号、〇年〇月〇日）〕 〔参考：塗装工事及び防水工事に係る技能士の種類〕</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>工法等</th> <th>主要工種に係る職長に必要なとなる技能士の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塗装</td> <td>建物、橋梁、鋼構造物</td> <td>建築塗装、木工塗装、金属塗装、鋼橋塗装、噴霧塗装</td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td>路面標示</td> <td>溶融ペイントハンドマーカ－、加熱ペイントマシンマーカ－</td> </tr> <tr> <td>防水工事</td> <td></td> <td>アスファルト防水、ウレタンゴム系塗膜防水、アクリルゴム系塗膜防水、合成ゴム系シート防水、塩化ビニル系シート防水、セメント系防水、シーリング防水、改質アスファルトシート工法防水、改質アスファルトシート常温粘着工法防水、FRP 防水</td> </tr> </tbody> </table> <p>注3) 「職長」は、主任技術者又は監理技術者及び増員技術者と兼務しないこと。</p> <p>注4) 雇用関係が確認できる資料（雇用保険、健康保険証又は標準報酬決定通知書の写し、賃金台帳、その他常勤性が確認できるもの。）を提出すること。</p> <p>注5) 自社雇用には連結決算会社を含む。この場合は、財務諸表等で確認できる資料の写しを提出すること。</p> <p>様式第4号 〔略〕</p>	工 事 名		工 事 場 所		塗装工事又は防水工事（工種等）	〇〇工事（ ）	職長	技能士等の種類・番号・交付年月日	氏 名	雇用年月日	種別	工法等	主要工種に係る職長に必要なとなる技能士の種類	塗装	建物、橋梁、鋼構造物	建築塗装、木工塗装、金属塗装、鋼橋塗装、噴霧塗装	工事	路面標示	溶融ペイントハンドマーカ－、加熱ペイントマシンマーカ－	防水工事		アスファルト防水、ウレタンゴム系塗膜防水、アクリルゴム系塗膜防水、合成ゴム系シート防水、塩化ビニル系シート防水、セメント系防水、シーリング防水、改質アスファルトシート工法防水、改質アスファルトシート常温粘着工法防水、FRP 防水
工 事 名																																													
工 事 場 所																																													
塗装工事又は防水工事（工種等）	〇〇工事（ ）																																												
職長	技能士等の種類・番号・交付年月日																																												
	氏 名																																												
	雇用年月日																																												
種別	工法等	主要工種に係る職長に必要なとなる技能士の種類																																											
塗装	建物、橋梁、鋼構造物	建築塗装、木工塗装、金属塗装、鋼橋塗装、噴霧塗装																																											
工事	路面標示	溶融ペイントハンドマーカ－、加熱ペイントマシンマーカ－																																											
防水工事		アスファルト防水、ウレタンゴム系塗膜防水、アクリルゴム系塗膜防水、合成ゴム系シート防水、塩化ビニル系シート防水、セメント系防水、シーリング防水、改質アスファルトシート工法防水、改質アスファルトシート常温粘着工法防水、FRP 防水																																											
工 事 名																																													
工 事 場 所																																													
塗装工事又は防水工事（工種等）	〇〇工事（ ）																																												
職長	技能士等の種類・番号・交付年月日																																												
	氏 名																																												
	雇用年月日																																												
種別	工法等	主要工種に係る職長に必要なとなる技能士の種類																																											
塗装	建物、橋梁、鋼構造物	建築塗装、木工塗装、金属塗装、鋼橋塗装、噴霧塗装																																											
工事	路面標示	溶融ペイントハンドマーカ－、加熱ペイントマシンマーカ－																																											
防水工事		アスファルト防水、ウレタンゴム系塗膜防水、アクリルゴム系塗膜防水、合成ゴム系シート防水、塩化ビニル系シート防水、セメント系防水、シーリング防水、改質アスファルトシート工法防水、改質アスファルトシート常温粘着工法防水、FRP 防水																																											
改 正 理 由	<p>1 建設業法施行規則第7条の3第3号の規定に基づき国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習（国土交通省告示）を踏まえた改正</p> <p>2 その他所要の整備</p>																																												